

2007年7月7日環境問題講座用のメモ

2019年10月16日補正

水俣病事件 51 年に見る政治・行政の責任、ジャーナリズムの責任（参考資料）

大治 浩之輔

I : 被害から考える・・・これが原則

I-1 : 被害（認識） ←————→ 責任

①被害がどういう被害か、がはっきり認識・把握されないと 責任を正確に問うことはできない。*

②被害は現場に行かなければ分からない。

③水俣病問題の核心は、実は、この 50 年終始一貫・いまでも、被害の全貌が確定されて
いないことに尽きる。 確定の方法は分かっている。行政がやらない。

I-2 : 被害の特性

①：時間と共に拡大・深化・・・環境汚染と社会汚染の両面において。

早く手を打っていけば！！ ex 排水放流(患者確認 1956.05.01 チッソ操業停止 1968,5)

②：病苦 人間破壊、家庭破壊、地域破壊

③：病像・行政認定の問題 未認定というより不認定

④：社会的・構造的被害 ・差別・弾圧・放置

この全てにチッソ・業界・地域行政と住民・中央行政と政治・医学者・御用学者・捜査当局・ジャーナリズム……が、それぞれの責任を負っている。そして同時代のわたしたちも。

*ドキュメンタリー『埋もれた報告』についての不安は被害を十分に紹介できないこと。初めて水俣病問題に触れる人に、この行政責任の追及が理解されるか、伝わるか。不安があった。

I-3 : もうひとつの最大の問題は、誰が「責任」を追及するのか。

終始一貫、徹底して被害者が 荒野に道を切り開いてきた。(被害者は被害を逃れることはできない。たとえばジャーナリストは、離れられる。) 被害者たち 被害ある限り繰り返し立ち上がり問うて来る。加害者たち 繰り返し問われ続ける。私たちも また。

II : 加害責任

II-1 : チッソ (加害企業) ……**民事責任** : 1969 提訴 1973、3、20 民事判決

・汚染行為…被害発生を知ってなお汚染継続…未必の故意による殺人。

・被害者の抑圧…チッソの企業城下町…「見舞金契約」(原型は漁業被害補償)

刑事責任 : 1976、5、4 起訴 79、3、22 熊本地裁禁固 2 年猶予 3 年 88、3、1 最高裁確定

II-2 : 地域行政、地域団体、市民 II-3 : 業界

II-4: 行政・政治

最大の欠点は現場を知らず、知ろうとしないこと

- …①放置・不作為…長期激烈な被害を目前にして放置、防止策救済策を一切とらず。
- …②民事判決後も被害放置、徹底した被害調査・救済策を一度も取っていない。
- …③被害実態を把握しようとしなから、誤った救済策を重ねる
- ……A：1995.12.15 村山内閣閣議決定の「最終解決策」、
- ……B：現在進行中（2010～2012）の「救済策」、村山内閣の解決策の誤りが制約する。
- …④被害者より経済優先。いまや最高裁判決も無視。（PPPを隠れ蓑に）

4-②: 行政責任の確定 2004年10月16日の関西水俣病訴訟の最高裁判決
事件確認から48年。400万円から800万円。

国；旧水質保全法…水域を指定・水質基準を設定の防止措置
；旧工場排水規制法…水質基準適合の改善・一時停止命令

県；県漁業調整規則…水産動植物の繁殖保護・究極目的は摂取する者の健康保護。

II-5: 捜査当局 II-6: 医学者 II-7: 国民（参考：魯迅『狂人日記』「人を食う」）

III ジャーナリズムの責任

現場から具体的に考えてみたい。

1；御所の浦 藤野レイさん 手を合せて拝んだ人

漁協の男性と女性「NHKの放送で大迷惑」

倒錯した加害責任追及の論理の中にジャーナリズム怠慢への批判が潜む。

2；現場に行ってみないと分からない被害

1972年10月の初の現地取材 病苦から構造的被害まで、衝撃と共に被害の激しさと深さを知った。同時に取材報道の基本姿勢が決まった。

あとは能力 これを伝えることができるか、どうすればできるか。

3；取材報道

①事柄の意味を問う（被害の構造・はらむ問いかけ、運動の意味づけなど

②報道の意味を問う（個々のまたは一連の取材レポートの達成度、果たしている役割など）

参考：エドワード・マロー。「客観報道」「中立報道」の落とし穴。公正。が大事。

③取材の持続性と一貫性

⇔センセーショナルリズム・間歇温泉・客観中立の裏側で怠ける。

#####